

共同検査規約

土木用

KcK 熊本県コンクリート製品工業組合

共同検査規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、定款第7条第2項第1号に規定する。プレキャストコンクリート製品のうち土木用製品の共同検査に関し、必要な事項を定める。

(検査対象)

第2条 共同検査(以下「検査」という)対象は、次に掲げる種類とし、検査対象の変更については、その都度理事会で定める。

検査対象製品

- JIS A 5372 付属書 E (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 E - 1 U形側溝
- JIS A 5372 付属書 E (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 E - 2 上ぶた式 U形側溝
- JIS A 5372 付属書 E (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 E - 3 落ちふた式 U形側溝
- JIS A 5372 付属書 E (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 E - 4 L形側溝
- JIS A 5371 付属書 B (規定) 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B - 1 平板
- JIS A 5371 付属書 B (規定) 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B - 2 境界ブロック
- JIS A 5371 付属書 C (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 C - 1 L形側溝

KT側溝及びふた 1、3種

歩車道境界ブロック(植樹帯)

L、I簡易土留ブロック

ニュー歩車道境界ブロック

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

- 1 定期検査
- 2 臨時検査

ただし、定期検査は、1ヶ月に1回行い、臨時検査は理事長が必要と認めるとき行う。

(検査員)

第4条 検査は、次の各項に掲げる者(以下「検査員」という)が行う。

- 1 検査委員長、地区検査員は検査の任に当たる。
- 2 本条1に掲げる者については、理事会において決定する。
- 3 検査委員長は、検査業務を総括する。

(検査基準)

第5条 検査基準は、次のとおりとする。

- 1 検査は、第2条の検査対象の種類毎に、それぞれ前回の検査日から今回の検査前日までに生産された製品について行う。
- 2 検査の供試体は、検査対象の種類の中で、検査員が1ロットから抽出する。
- 3 1ロットの数は、JIS表示認証製品を取得している工場については1000個又は端数とし表示認証製品を取得していない工場については500個又は端数とする。
- 4 組合員は、工場管理の資料を検査員に提示し、検査を受けなければならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、第3項で定めた1ロットの数量に達しなくても、検査を受けることができる。ただし、前回の検査日以降に生産された製品が6箇月間で1ロットに達しなくても生産開始後6箇月以内に検査を受けなければならない。
- 6 外 観
外観は、使用上有害な、きず、ひび割れ、欠け、反り、ねじれ、**気泡、鉄筋露出**などがあってはならない。
- 7 形 状 ・ 寸 法
形状・寸法は、附表に示す図-1・表-1のとおりとする。寸法の許容差は、表-2の数値以内とする。
- 8 曲げ強度試験
規定する曲げ強度荷重を加えたとき無筋コンクリートは、ひび割れが発生してはならない。又、鉄筋コンクリートは試験時に製品の端面に幅0.05mmを超えるひび割れ発生してはならない。
- 9 配筋及び配筋の許容差（最小かぶり含む）
配筋は、附表に示す図-1・表-1のとおりとし、鉄筋の最小かぶりは、鉄筋の径以上で12mm以上(部材厚40mm以下の場合は8mm以上)、最大かぶりは部材厚みの1/2未満とする。**(1回以上/年確認を行う。監査は含まない)**
ただし、製品の端面及び目地部については、この限りではない。

10 コンクリートの耐久性向上対策

塩化物量規制値は、昭和 62 年 1 月 8 日付け土検第 599 号の 3 号、及びアルカリ骨材反応抑制対策は、平成 14 年 9 月 20 日土技第 785 号の 3 の熊本県土木部長通知(以下「土木部長通知」という)によるものとする。

11 JIS 認証取得製品

JIS 認証取得製品は、各工場の社内規格による検査基準とし、その資料を検査員に提示すれば、合格と判定されたもののみ、製品検査を行わなくても、合格品と判定する。

(検査方法)

第6条 検査方法は、次の各項に定めるところにより行う。

1 外 観 試 験

外観の試験は、全数について行い、第 5 条 6 の規定について目視により行う。

2 形 状 ・ 寸 法

形状・寸法の検査は、任意のロットからランダムに 2 個を抽出し、製品試験検査結果の表に示された指定箇所の断面形状を測定する。

3 曲げ強度

- (1) 曲げ試験に使用する供試体の材齢は、14 日以上とする。
- (2) この試験の供試体は、前号(1)に適合する製品の中から 2 個抽出して行う。
- (3) 曲げ試験は、曲げ試験機により行い、その方法は JIS 製品の試験に準ずる。
- (4) 曲げ試験は、供試体 2 個のうち 1 個は曲げ規格値以上（10%割増・五捨六入により決定）まで荷重をかけ、1 個は曲げ規格値までとする。

4 配 筋

鉄筋数量、鉄筋径、位置間隔および、かぶりの検査は、前項第 6 条 3 の(4)の供試体を破壊して測定する。共同検査の場合（1 回以上 / 年確認を行う。監査は含まない）、JIS 認証取得製品の場合は社内規格による。

5 コンクリートの耐久性向上対策

塩化物量の検査およびアルカリ骨材反応の検査・確認方法は、「土木部長通知」により行う。

(検査の判定)

第7条 検査の判定は、次のとおりとする。

1 外 観

第6条第1項の規定によって検査を行い、第5条第6項に適合すれば、そのロットは合格とし、その種類も合格とする。適合しない製品があれば不合格とする。

2 形 状 ・ 寸 法

第6条第2項の規定によって検査を行い、2個とも第5条第7項に適合すれば、そのロットは合格とし、その種類も合格とする。1個でも適合しないときは、そのロットを全数検査とする。

3 曲げ強度

第6条第3項の規定によって検査を行い、2個とも第5条第8項に適合すれば、そのロットを合格とし、その種類も合格とする。

2個とも適合しないときはロット全部を不合格とする。

また、1個が適合しないときは、再検査を受けることができる。再検査は、ロットからさらに任意の4個を抜き取り、全部適合したときは合格とし、(不合格品は除く)1個でも適合しないときは、ロット全部を不合格とする。

4 配筋および、鉄筋のかぶり

第6条第4項の規定によって検査を行い、第5条第9項に適合すれば、そのロットは合格とし、その種類も合格とする。

鉄筋の本数・径が適合しないときは、そのロットは全部不合格とする。

鉄筋かぶりが適合しないときは、再検査を受けることができる。再検査は、ロットからさらに任意に4個を抜き取り、全部適合したときは合格とし、(不合格品は除く)1個でも適合しないときは、ロット全部を不合格とする。

5 コンクリートの耐久性向上対策

第6条第5項の規定によって、検査又は確認を行い第5条第5項に適合すれば、前回検査日以降今回の検査日までの全てのロットを合格とする。

(再検査)

第8条 再検査は、次のとおりとする。

- 1 第5条、第6条の規定によって検査を行った結果、第7条第1項から第4項までの判定で不合格となったときは、不合格となった種類の全ロットを再検査し、適合したロットのみを合格とする。
- 2 第5条第4項の検査によって不合格となったロットは、そのロットのみ第5条、第6条、第7条の規定によって再検査し合否の判定を行う。

(検査結果の通知)

第9条 組合は、第3条の規定によって行った検査結果を直ちに組合員に知らせるとともに、必要とする関係機関に報告するものとする。

(表示)

第10条 製品には、社名(またはその略号)、工場名(またはその略号)種類、呼び、製造年月日、工業組合マーク(KcK)を表示するものとし、保管時に不合格品となった場合はKcKマークを消印する。ただし、JIS表示認証取得工場のJIS認証取得製品については、社内規格の表示に替えることができる。
また、凍結融解の繰り返し作用によって凍害を受けると思われる地域に出荷する製品にAE剤を使用した場合AEと表示しなければならない。

(合格品の出荷)

第11条 組合員は、組合が合格品と判定した製品を出荷しなければならない。
ただし、出荷時の材齢は、14日以上のものであるとする。

(合格証明)

第12条 組合員は、合格した製品を出荷するときは、工業組合より所定の検査済合格証明書を発行して貰う事を原則とする。

(検査員の調査)

第13条 検査員は、製品の製造状況を調査するため、組合員の工場に立ち入ることができる。

(検査手数料)

第14条 検査手数料の徴収については、通常総会で定める。

(資料の整備)

第15条 組合員は、次に掲げる資料を所定の様式によって整備しなければならない。

- 1 ヒストグラム X - Rs 管理図
- 2 自主管理成績表又は製品検査記録 (JIS 表示認証取得製品)
- 3 生産累計表
- 4 塩化物測定表
- 5 アルカリ骨材反応対策に関する書類
- 6 **アルカリ総量計算書**
- 7 鉄筋のミルシートの整備
- 8 AE コンクリートの場合の配合表および空気量管理表

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、検査に関する必要な事項は、理事会において定める。

第17条 この規約については2年に1回見直しをし、必要に応じて改定するものとする。

附 則 この規約は、平成20年10月1日から適用する。

改訂の経緯

- | | | |
|------|------------|------|
| (1) | 昭和53年4月1日 | 施行 |
| (2) | 昭和56年4月1日 | 全面改正 |
| (3) | 昭和59年4月1日 | 一部改正 |
| (4) | 昭和62年4月1日 | 全面改正 |
| (5) | 昭和63年5月11日 | 一部改正 |
| (6) | 平成元年3月27日 | 内容修正 |
| (7) | 平成2年12月1日 | 一部改正 |
| (8) | 平成4年5月26日 | 一部改正 |
| (9) | 平成5年4月1日 | 一部改正 |
| (10) | 平成5年12月21日 | 一部改正 |
| (11) | 平成6年4月1日 | 一部改正 |
| (12) | 平成10年2月23日 | 一部改正 |
| (13) | 平成16年4月1日 | 全面改正 |
| (14) | 平成20年10月1日 | 一部改正 |
| (15) | 平成 年 月 日 | 一部改正 |

表示（例）

KcK KT 側溝 3 種 300A
 会社名
 工場名及び略号

KcK KT 側溝 3 種ふた 300
 会社名
 工場名及び略号

製品には、社名(またはその略号)、工場名(またはその略号)、種類、呼び、製造年月日、工業組合マーク(KcK)、AE (AE コンクリートの場合)を明記しなければならない。

JIS マーク認証取得工場については、社内規格の表示に替えることができる。